

令和6年度 公募型河道内樹木伐採 申込み詳細

1. 公募型河道内樹木伐採について

1) 事業概要

本事業は天竜川および支川の河道内に繁茂する樹木を伐採し（指定範囲・指定期間に限り）、伐採した木材を有効活用いただける一般団体を公募するものです。公募により許可を受けた団体は、指定範囲の河道内樹木を伐採することが可能となり、伐採した木材資源を薪ストーブ燃料やバイオマス発電燃料、ウッドチップ等として使用することが出来ます。地域資源を有効に活用いただき、河川維持にかかるコストを縮減する取り組みになります。

2) 作業期間

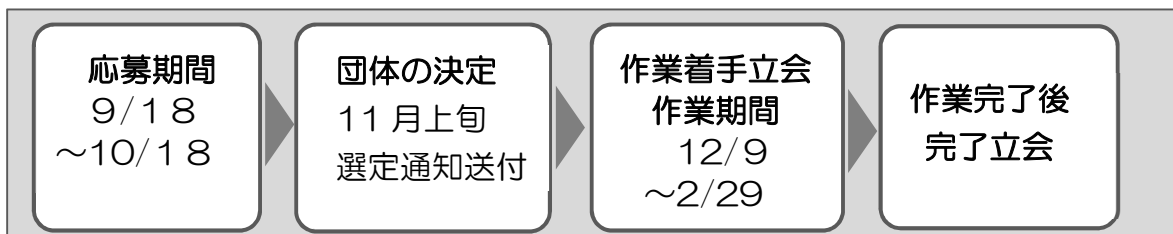
令和6年12月9日から令和7年2月28日まで

3) 実施箇所

令和6年度では、管内全10箇所で公募伐採を実施します。新規公募箇所の詳細については、次ページの5) 本年度新規公募箇所を参照してください。

4) 事業行程

公募～作業完了までの本年度の行程は次のとおりを予定しています。



2. 応募方法について

次の応募要件をよく確認し、指定の応募様式へ必要事項を記入の上、提出先まで書類を提出してください。

1) 公募対象者

上伊那地域～下伊那地域の企業・NPO法人、自治会、地域有志グループ等

※地域資源を地域で消費する観点から、当事務所管内在住者を対象としています。

2) 団体の構成

- 本事業は個人での申込みは出来ません。作業を行う 4 名以上の団体を構成していただきます。団体のメンバー構成に制約はありません。代表者含む 4 名以上の団体を構成してください。
- 企業での申込みの場合、会社・NPO 単体でも複数の合同でもかまいません。作業に参加する方全員の名簿を添付してください。
- 団体名を決めて下さい。団体名はホームページ等に掲載されますので個人を特定できる名称を避け、第三者が不快と感ずることのない名称としてください。

3) 応募様式

以下の別紙書類に必要事項を記入し、郵送又は、持参にてお申し込みください。

- ☐ 応募様式
- ☐ 許可申請書
- ☐ 作業計画書

4) 応募期間

令和 6 年 9 月 18 日（水）～10 月 18 日（金）※10 月 18 日消印有効

5) 令和6年度 新規公募箇所

No	新規公募箇所		面積	公募予定団体数
1	飯田市松尾	天竜川右岸	約 1,200m ²	2
2	豊丘村神稲	天竜川左岸	約 17,300m ²	2
3	豊丘村河野	天竜川左岸	約 6,700m ²	1
4	松川町生田	天竜川左岸	約 24,400m ²	1
5	中川村片桐 左岸	天竜川左岸	約 4,000m ²	1
6	中川村片桐 右岸	天竜川右岸	約 18,200m ²	1
7	中川村大草	天竜川左岸	約 14,600m ²	1
8	駒ヶ根市下平 左岸	天竜川左岸	約 15,300m ²	1
9	駒ヶ根市下平 右岸	天竜川右岸	約 17,000m ²	1
10	箕輪町東箕輪地区	天竜川左岸	約 3,700m ²	2

※公募箇所の位置図、経路等については、別紙「令和6年度公募型河道内樹木伐採公募箇所一覧」をご確認ください。また、事前に現地をご確認の上お申し込みください。

6) 応募資格

以下に該当する場合は、応募が出来ません。

- イ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとした業者に属する方。
- ロ 過去本事業において事故等トラブルのあった方。
- ハ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ニ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者。
- ホ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ヘ 直近1年間の税を滞納している者。
- ト 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- チ その他、天竜川上流河川事務所長が参加不相当と判断する者。

7) 提出先

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号

国土交通省 天竜川上流河川事務所 管理課 公募伐採担当 宛

8) 問い合わせ先

TEL (0265) 81-6414/FAX (0265) 81-6420

メールアドレス cbr-tenjyokanri@mlit.go.jp

※メールでのお問い合わせは、件名を「公募型河道内樹木伐採」とし、必ずお名前とご連絡先をご明記ください。

3. 許可団体の決定について

- ・応募者多数の場合、公募伐採団体選定委員会により審査を行い選定します。
- ・選定結果については、11月上旬頃に通知します。
- ・選定された団体は河川法の許可申請手続き後、許可書の送付をもって許可団体となります。

4. 参加にあたっての留意事項

以下の点を留意の上、お申し込みください。

- ①安全な服装・装備（ヘルメット、防護服、チャップス、グローブ、安全靴 等）を必ず用意してください。安全に作業が行えないと判断した場合、許可を取り消す場合があります。
- ②ルールを守らない、作業現場を荒らす、マナー違反等、参加態度が著しく悪質と判断した場合は、期間の途中に許可を取り消し、作業を停止することとします。
- ③伐採した樹木は原則全て伐採者により処分していただきます。過積載や不法投棄等の違法行為が発生しないよう、事前に積載量や処分方法を確認してください。
- ④採取にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、当該原因者に復旧を求めるものとします。また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。
- ⑤搬出及び処分にあたり、関係機関等との手続きが必要となる場合には、許可団体が行うものとします。
- ⑥伐採等作業に要する費用は、許可団体が負担するものとします。
- ⑦作業中の事故・ケガ及び盗難等について、天竜川上流河川事務所では一切の責任を負いかねます。作業には十分気をつけて行っていただくとともに、傷害保険への加入等を各自で備えてください。
- ⑧応募者数が年々増加傾向にあり、限られた応募者数の中でより多くの方々に公募伐採の機会を設けたいため今年度（令和6年度）より単年度許可のみとします。

- ⑨本事業は河川法第25条の採取の許可を受けて実施します。伐採した樹木は、一般木質バイオマスとなり、河道内樹木を河川産出物として扱うため、工場、自宅等に搬出する場合は関係ありませんが、枝葉等処理施設で処分を行う場合には、一般廃棄物となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく対応が必要となりますので、適正に対処してください。
- ⑩応募様式に虚偽の記載があった場合、許可を取り消します。

参 考) 関係法令

河川法

第 2 5 条 (土石等の採取の許可)

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

【別紙】

令和6年度公募型河道内樹木伐採公募箇所一覧

令和6年度 公募型河道内樹木伐採 箇所図(位置)



※詳細は、箇所毎の詳細図をご覧ください。

